



経営者プラン

健康をサポートする医療保険

健康のお守り

医療保険 (MI-01) B型・120日型

特徴
1

エグゼクティブにふさわしい充実の保障 ※1

病気もケガも日帰り入院から1日につき20,000円を保障します。

特徴
2

経営者が継続して事業に専念できるよう、生活習慣病などをサポート!

健康回復
支援

高血圧症・脂質異常症・高血糖症の投薬治療を受けたとき、
給付金として5万円をお受取りいただけます。



生活習慣病の予防・治療をサポートするサービスが利用可能!

生活習慣病相談窓口 ※2

生活習慣病重症化予防プログラム
Ship ※3

特徴
3

一時金で手厚くサポート! ※1

新三大疾病

新三大疾病 ※4 による入院をしたときなどに、一時金として200万円をお受取りいただけます。

がん

がんと診断確定されたとき、給付金として200万円をお受取りいただけます。

介護

要介護1以上と認定されたときなどに、一時金として500万円をお受取りいただけます。

※1 入院給付金日額20,000円プランの場合

※2 医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)のご契約者さま・被保険者さま・そのご家族(2親等以内)の方がご利用できます。

※3 医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)の被保険者さまで所定の条件を満たした方がご利用できます。

※4 対象となる新三大疾病は「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」です。

法人ならではの加入メリット!

1

入院中の休業保障に

経営者の長期入院による売上の減少や資金繰りの悪化にも当面の運転資金を確保できます。

2

勇退後の医療保障の確保に

ご勇退後に契約者を経営者個人に名義変更することが可能なため、経営者個人の医療保障を一生確保することもできます。

保険料払込終了後に名義変更した場合、名義変更後の個人での保険料負担はありません。

必ず
ご確認ください

法人で加入をご検討される場合、
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

ご存知ですか？ 最近の医療事情

[不健康な生活習慣から病気の重症化・合併症への進行イメージ]

高血圧症

脂質異常症

高血糖症
(糖尿病)

などの
生活習慣病

不健康な生活習慣

不健康な生活習慣とは、
例えば以下のようなものが
あげられます。

不適切な食生活

ストレス過剰

運動不足

過度の飲酒

喫煙

など

生活習慣病の予備群

不健康な生活習慣を続けると、
生活習慣病の予備群となり、

高血圧

脂質異常

高血糖

などになるリスクがあります。



生活習慣病の発症

例

高血圧症

高血圧症と診断された後に、
3人に1人が狭心症や脳梗塞
などと診断されています。※1

脂質異常症

脂質異常症患者のうち女性
が約7割を占めています。※2

高血糖症(糖尿病)

糖尿病が強く疑われる方は
約7人に1人いるといわれて
います。※3

病気の重症化・合併症への進行

高血圧症 脂質異常症 高血糖症(糖尿病) によって、
病気が重症化したり、合併症が進行するリスクがあります。

| 高血圧症 | | 脂質異常症 | | 高血糖症(糖尿病) | |
|------|--------------|-------|--------------|-----------|--------------------|
| 脳 | 脳梗塞、 脳内出血 | 脳 | 脳梗塞、 脳内出血 | 脳 | 脳梗塞、 脳内出血 |
| 心臓 | 心筋梗塞、 狭心症 | 心臓 | 心筋梗塞、 狭心症 | 心臓 | 心筋梗塞、 狭心症 |
| 腎臓 | 慢性腎臓病 | 足 | 閉塞性動脈硬化 | 腎臓 | 糖尿病腎症 (人工透析) |
| 目 | 眼底出血 | 膵臓 | 急性膵炎 | 神経 | 神経障害 (壊疽) |
| | | | | 目 | 糖尿病網膜症 (失明のリスク) |

生活機能の低下・ 要介護状態

寝たきり

半身の麻痺

運動制限

えんげ
嚥下障害

認知症

など

監修:株式会社査定コンサルティング

※1 オムロンヘルスケア株式会社「高血圧症に関する医師・患者調査」 ※2 厚生労働省「平成29年 患者調査の概況」をもとに算出 ※3 厚生労働省「平成30年 国民健康・栄養調査結果の概要」をもとに算出

がん

がん罹患したほとんどの方が3大治療を受けています。

■がんの3大治療

手術療法

がんの病巣を切除し、その臓器の周辺組織やリンパ節に転移がある場合は一緒に切除する治療法です。

放射線療法

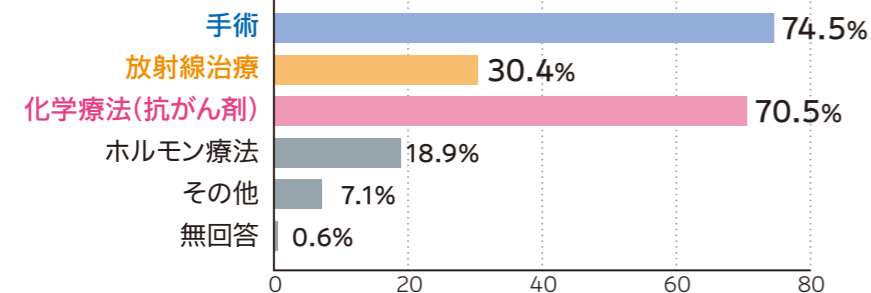
がん細胞を根絶したり、骨転移などによる痛みなどの症状を緩和するために放射線を照射する治療法です。

薬物療法
(抗がん剤など)

主に抗がん剤の投与(注射・点滴・飲み薬など)によって、体内のがん細胞を死滅させたり増殖を抑えたりする治療法です。

「がんにそなえるBOOK(当社作成)」より抜粋

■がん罹患した方が受けた治療(複数回答)



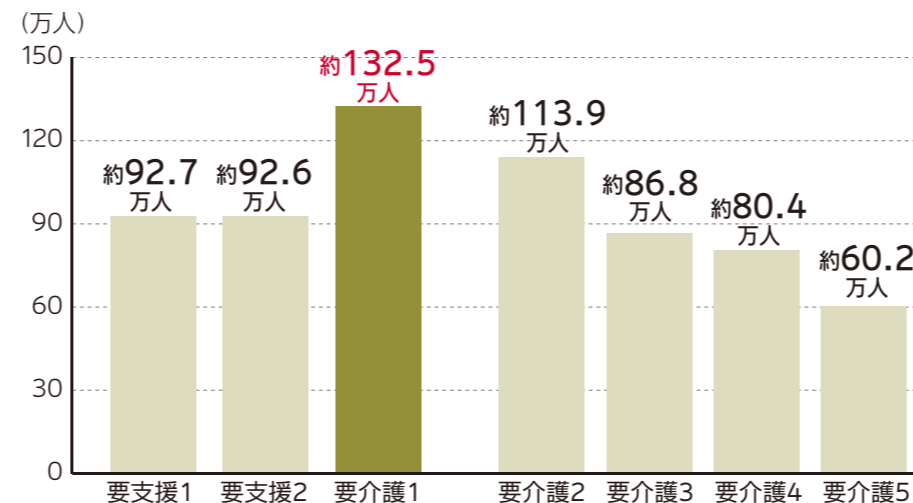
東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査(平成26年5月) 資料編」をもとに当社で作成

介護

要介護認定者数は、要介護1
要介護1～5の認定者数
約28%となっています。

がもっとも多く、
に占める要介護1の割合は

■要介護(要支援)度別認定者数

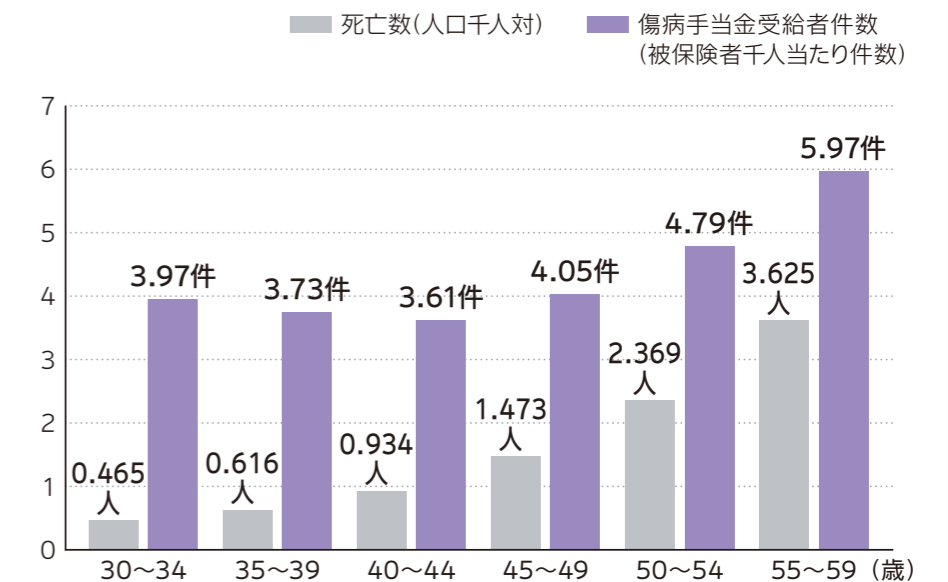


厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)
(平成31年4月末現在)」

就労不能状態

働けなくなるリスクは死亡するリスクより高い傾向にあります。

■死亡者数と傷病手当金受給者件数(年齢別)



厚生労働省「平成30年人口動態統計」、
全国健康保険協会「現金給付受給者状況調査(平成30年度)」

| | | | 入院給付金日額 20,000円プラン | 入院給付金日額 10,000円プラン |
|---|--|---|--|--|
| 入院 (疾病入院給付金) (災害入院給付金) 新三大疾病支払日数無制限特則 | 病気やケガで入院したとき 1入院 120日限度 病気で通算1000日限度 ケガで通算1000日限度 | 日帰り入院対応! 新三大疾病※1なら1回の入院限度も 通算も日数無制限で保障 | 1日につき 20,000円 | 1日につき 10,000円 |
| 手術 (手術給付金) | 病気やケガによる所定の手術・放射線治療、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき *一部例外や対象外となる手術があります。 | 何度でも!* 約1,000種類の手術に対応 | 内容により 1回につき 80・40・20・10万円 | 内容により 1回につき 40・20・10・5万円 |
| 健康回復支援 (健康回復支援給付金) 医療用健康回復支援給付特約 (特定投薬治療給付型)※2 | 高血圧症・脂質異常症・高血糖症のいずれかの治療を目的とする投薬治療を受けたとき* *当社所定の疾病により入院をしたときは、投薬治療を受けたものとみなし、健康回復支援給付金をお受取りいただけます。 | 1回のみ | 5万円 | 5万円 |
| 先進医療 (先進医療給付金) 医療用新先進医療特約※3 | 先進医療※4による療養を受けたとき | 通算2,000万円まで保障 | 先進医療の技術料 | |
| 新三大疾病で入院など (がん一時金) (心疾患一時金) (脳血管疾患一時金) 医療用新三大疾病一時金特約 | 新三大疾病※1により、つぎのいずれかに該当したとき ①[1回目]初めてがんと医師により診断確定されたとき [2回目以降]がんの治療を目的とする入院をしたとき ②心疾患の治療を目的とする入院をしたとき ③脳血管疾患の治療を目的とする入院をしたとき | 回数無制限! (一時金ごとに1年に1回を限度) | 1回につき 200万円 | 1回につき 100万円 |
| がんと診断 (がん診断給付金) 医療用新がん診断給付特約 | ・初めてがんと医師により診断確定されたとき ・前回のがん診断給付金のお支払事由から起算して1年経過後に新たにがん(再発・転移を含む)と医師により診断確定されたとき | 回数無制限! (1年に1回を限度) | 1回につき 200万円 | 1回につき 100万円 |
| 抗がん剤治療 (抗がん剤治療給付金) (自由診療抗がん剤治療給付金) 医療用抗がん剤治療給付特約 | 公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療を受けたとき 通算 無制限 [抗がん剤治療給付金] つぎのいずれかの抗がん剤治療を受けたとき(抗がん剤治療給付金のお支払対象となる抗がん剤治療を除きます。) ①先進医療※4による抗がん剤治療 ②患者申出療養※4による抗がん剤治療 ③がんを適応症として厚生労働大臣に承認されている抗がん剤による治療 ④欧米で承認された抗がん剤による治療 通算 12か月限度 [自由診療抗がん剤治療給付金] | ホルモン療法も対象 | お支払事由に該当する月ごとに 20万円 お支払事由に該当する月ごとに 40万円 | お支払事由に該当する月ごとに 10万円 お支払事由に該当する月ごとに 20万円 |
| 介護 (介護一時金) 介護一時金特約 | つぎのいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度により要介護1以上と認定されたとき ②満65歳未満の被保険者について当社所定の要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき ③当社所定の高度障害状態に該当されたとき (注)当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。 | 1回のみ | 一時金として 500万円 | 一時金として 250万円 |
| 保険料免除 医療用保険料免除特約 | つぎのいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払込みを免除します。 ①七大疾病※5により所定の事由に該当したとき ②国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき(精神障害の状態に該当している場合を除きます。) ③当社所定の就労不能状態に該当したとき | | 保険料払込免除 | |

生涯保障

- このプランは主契約(疾病入院給付金・災害入院給付金・手術給付金) + 新三大疾病支払日数無制限特則 + 医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型) + 医療用新先進医療特約 + 医療用新三大疾病一時金特約 + 医療用新がん診断給付特約 + 医療用抗がん剤治療給付特約 + 介護一時金特約 + 医療用保険料免除特約です。
- 主契約は死亡保険金不担保特則付医療保険(MI-O1)B型・120日型です。
- 死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません(死亡保険金不担保特則)。
- 保険期間が終身で短期払の場合、保険料払込期間満了後に入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払い込まれていることを要します)。
- 死亡時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金を契約者へお支払いします。

注意事項

※1 対象となる新三大疾病は「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」です。

※2 すでに別の契約で健康回復支援給付金を支払われている場合には、付加できません。

※3 被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

※4 先進医療・患者申出療養とは、厚生労働大臣が定める施設基準および医療技術または個別に認める医療技術に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限りです。そのため、対象となる施設基準・医療技術は変動します。

※5 対象となる七大疾病は「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」「慢性腎不全」「肝硬変」「糖尿病」「高血圧性疾患」です。

「医療用新三大疾病一時金特約」、「医療用新がん診断給付特約」、「医療用抗がん剤治療給付特約」、「医療用保険料免除特約」のがん(上皮内がん含む)に対する保障の開始は、主契約の責任開始日*からその日を含めて91日目となります。

90日

→

主契約の責任開始日* 保障開始

4つの特約のがんに
対する責任開始日(91日目)

*ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、ご契約に責任開始期に関する特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは告知の日)が主契約の責任開始日となります。

Q&A 経理処理に関するよくあるご質問です。ご検討にあたって、参考にしてください。

契約形態について

Q1 「健康をサポートする医療保険 健康のお守り」を法人で契約する場合、契約形態はどのようになりますか？

A1 契約形態は原則下記のとおりとなります。

| | | |
|-----------|----------------|----------------|
| 契約者 法人 | 被保険者 役員・従業員 | 給付金など受取人 法人 |
|-----------|----------------|----------------|

このQ&Aは、上記契約形態を前提にご説明しています。

保険料支払時の経理処理について

Q2 法人が負担する保険料の経理処理はどのようになりますか？

A2 短期払で支払った保険料には、払込期間満了後の期間の保障に係る保険料が含まれていますので、保険料の経理処理にあたっては、契約年齢から116歳までの期間を計算上の保険期間として「当期分保険料」を計算し、つぎのように経理処理します。*

※個別契約の取扱いについては、所轄の税務署や顧問税理士等にご確認ください。

当期分保険料 = 年間保険料 × 保険料払込期間 ÷ 保険期間

●保険料払込期間中
「116歳を計算上の保険期間満了時年齢」として、払込保険料に「保険料払込期間を116歳と加入時年齢の差で除した割合」を乗じた金額を「支払保険料」として損金の額に算入し、残りの金額を「前払保険料」として資産に計上します。

●保険料払込期間満了後
保険料払込期間満了時点の前払保険料の累計額を「116歳と払込期間満了時年齢の差」で除した金額を資産計上額から取り崩し、「支払保険料」として損金の額に算入します。

*当該事業年度に支払った保険料の額(被保険者1人につき2件以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険※に加入している場合には、それぞれについて支払った保険料の額の合計額)が30万円以下のものは、全額を損金算入します。
※ごく少額の解約返戻金がある契約を含みます。

給付金などの受取時の経理処理について

Q3 給付金などを法人が受け取った場合、経理処理はどのようになりますか？

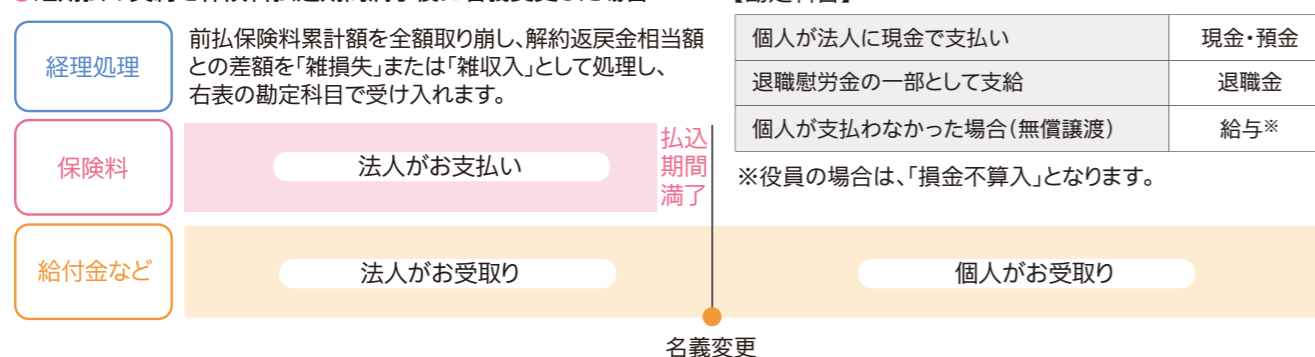
A3 給付金などの支払通知を受け取った時、または給付金などをお受取りいただいた時のいずれか早い日に「雑収入」として益金計上します。

ご契約後の諸手続きについて

Q4 法人契約を個人契約に名義変更した場合、経理処理やその後の保障はどのようになりますか？

A4 生命保険契約に関する権利が法人から個人に移ることになり、名義変更時の解約返戻金相当額で評価して経理処理をします。

●短期払の契約を保険料払込期間満了後に名義変更した場合



経理処理について

当該事業年度に支払った保険料の額が30万円超の場合(主契約・特約の保険料合算)

■経理処理例

- 被保険者:66歳男性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:10年
- 年払保険料(口座振替):400,000円
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金額:100,000円(保険料払込期間中の解約返戻金はありません【死亡保険金不担保特則】。)

保険料支払時

【例】法人が年払保険料400,000円を支払った場合

●保険料払込期間中(1~10年目)

| 借方 | 貸方 |
|------------------|----------------|
| 支払保険料※1 80,000円 | 現金・預金 400,000円 |
| 前払保険料※2 320,000円 | |

※1 年間保険料 × 保険料払込期間 ÷ (116歳 - 契約年齢)
400,000円 × 10年 ÷ (116歳 - 66歳) = 80,000円

※2 年間保険料 - 支払保険料
400,000円 - 80,000円 = 320,000円

●保険料払込期間満了後(11年目~)※3

| 借方 | 貸方 |
|---------------|---------------|
| 支払保険料 80,000円 | 前払保険料 80,000円 |

※3 「保険料払込期間満了時点の前払保険料の累計額」 ÷ 「116歳 - 払込期間満了時年齢」

< 保険料払込期間満了時点の前払保険料の累計額 >
320,000円 × 10年 = 3,200,000円
< 支払保険料 >
3,200,000円 ÷ (116歳 - 76歳) = 80,000円

名義変更時

【例】78歳時(保険料払込期間満了後24か月目)に個人に名義変更して退職金の一部として支給した場合

< 上記時点の解約返戻金額 > 100,000円

< 上記時点の資産計上額 >

保険料払込期間満了時点の前払保険料の累計額 - 保険料払込満了後に取り崩した資産計上額の累計
3,200,000円 - 80,000円 × 2年(24か月) = 3,040,000円

| 借方 | 貸方 |
|----------------|------------------|
| 退職金 100,000円 | 前払保険料 3,040,000円 |
| 雑損失 2,940,000円 | |

当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下の場合(主契約・特約の保険料合算)

■経理処理例

- 被保険者:50歳男性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:10年
- 年払保険料(口座振替):200,000円
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金額:100,000円(保険料払込期間中の解約返戻金はありません【死亡保険金不担保特則】。)

保険料支払時

【例】法人が年払保険料200,000円を支払った場合

| 借方 | 貸方 |
|----------------|----------------|
| 支払保険料 200,000円 | 現金・預金 200,000円 |

名義変更時

【例】78歳時(保険料払込期間満了後)に個人に名義変更して退職金の一部として支給した場合

| 借方 | 貸方 |
|--------------|--------------|
| 退職金 100,000円 | 雑収入 100,000円 |

●法人税基本通達9-3-5・同9-3-5の2・同2-2-14に基づき、作成しています。

●今後の税制改正等により、変更となる場合がありますのでご注意ください。

●あくまで法人のご契約の税務に関する参考資料であり、一般的なお取扱いの概要を記載したものです。

●個別のお取扱いにつきましては、商品内容や状況等に応じて税務当局の判断が異なる場合があります。このため、税務に関する個別のご相談やお問い合わせは、必ず所轄の税務署や顧問税理士等にご確認ください。

●このQ&Aおよび経理処理例は、令和2年1月現在の税制に基づいて作成しております。今後の税制改正等により、変更となる場合がありますのでご注意ください。

保険料表(口座振替年払)

●3・4ページの保障内容の場合

単位:円(令和2年6月現在)

| 契約年齢(歳) | 払込期間 | 入院給付金日額 20,000円プラン | |
|---------|-----------|--------------------|-----------|
| | | 男性 | 女性 |
| 30 | 10年 | 1,229,154 | 1,268,564 |
| 31 | | 1,243,315 | 1,278,890 |
| 32 | | 1,258,183 | 1,289,603 |
| 33 | | 1,273,638 | 1,298,323 |
| 34 | | 1,288,939 | 1,307,309 |
| 35 | | 1,305,359 | 1,317,499 |
| 36 | | 1,321,494 | 1,327,504 |
| 37 | | 1,338,643 | 1,337,958 |
| 38 | | 1,356,203 | 1,348,848 |
| 39 | | 1,374,543 | 1,359,478 |
| 40 | | 1,393,063 | 1,370,863 |
| 41 | | 1,412,622 | 1,381,962 |
| 42 | | 1,433,042 | 1,393,392 |
| 43 | | 1,453,822 | 1,404,522 |
| 44 | | 1,476,312 | 1,414,912 |
| 45 | | 1,498,701 | 1,424,771 |
| 46 | | 1,522,681 | 1,433,921 |
| 47 | | 1,548,261 | 1,442,361 |
| 48 | | 1,575,162 | 1,450,192 |
| 49 | | 1,602,707 | 1,457,282 |
| 50 | | 1,631,192 | 1,464,902 |
| 51 | | 1,663,079 | 1,474,004 |
| 52 | | 1,696,489 | 1,484,084 |
| 53 | | 1,732,169 | 1,493,484 |
| 54 | | 1,767,086 | 1,503,626 |
| 55 | | 1,802,616 | 1,514,766 |
| 56 | | 1,839,236 | 1,527,116 |
| 57 | | 1,876,372 | 1,541,307 |
| 58 | | 1,914,212 | 1,555,657 |
| 59 | | 1,951,952 | 1,570,377 |
| 60 | 1,990,722 | 1,584,267 | |
| 61 | 2,029,544 | 1,598,439 | |
| 62 | 2,069,344 | 1,613,529 | |
| 63 | 2,109,044 | 1,627,934 | |
| 64 | 2,146,268 | 1,642,233 | |
| 65 | 2,180,623 | 1,655,433 | |
| 66 | 2,211,772 | 1,668,982 | |
| 67 | 2,239,365 | 1,682,760 | |
| 68 | 2,264,147 | 1,696,512 | |
| 69 | 2,285,649 | 1,709,609 | |

| 契約年齢(歳) | 払込期間 | 入院給付金日額 10,000円プラン | |
|---------|-----------|--------------------|---------|
| | | 男性 | 女性 |
| 30 | 10年 | 618,864 | 638,509 |
| 31 | | 625,955 | 643,685 |
| 32 | | 633,423 | 649,048 |
| 33 | | 641,193 | 653,418 |
| 34 | | 648,854 | 657,924 |
| 35 | | 657,104 | 663,029 |
| 36 | | 665,214 | 668,044 |
| 37 | | 673,823 | 673,278 |
| 38 | | 682,643 | 678,763 |
| 39 | | 691,883 | 684,088 |
| 40 | | 701,183 | 689,823 |
| 41 | | 710,997 | 695,407 |
| 42 | | 721,277 | 701,162 |
| 43 | | 731,707 | 706,767 |
| 44 | | 743,022 | 712,002 |
| 45 | | 754,251 | 716,996 |
| 46 | | 766,311 | 721,611 |
| 47 | | 779,171 | 725,901 |
| 48 | | 792,692 | 729,887 |
| 49 | | 806,532 | 733,502 |
| 50 | | 820,817 | 737,352 |
| 51 | | 836,864 | 741,979 |
| 52 | | 853,639 | 747,059 |
| 53 | | 871,549 | 751,829 |
| 54 | | 889,081 | 756,946 |
| 55 | | 906,916 | 762,556 |
| 56 | | 925,326 | 768,771 |
| 57 | | 943,962 | 775,937 |
| 58 | | 962,952 | 783,152 |
| 59 | | 981,892 | 790,582 |
| 60 | 1,001,347 | 797,597 | |
| 61 | 1,020,804 | 804,759 | |
| 62 | 1,040,744 | 812,374 | |
| 63 | 1,060,634 | 819,644 | |
| 64 | 1,079,253 | 826,858 | |
| 65 | 1,096,443 | 833,528 | |
| 66 | 1,112,022 | 840,337 | |
| 67 | 1,125,825 | 847,290 | |
| 68 | 1,138,187 | 854,167 | |
| 69 | 1,148,909 | 860,714 | |

- 同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が高くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

このご案内は、商品の概要を説明したものです。詳細につきましては「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
 <公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先